

第199回 むつ市国民健康保険運営協議会会議録（敬称略）

開催日時： 令和5年5月30日（火） 午後6時30分から午後6時50分

場 所： むつ市役所本庁舎 議会 大会議室

出席委員： 佐藤 節 雄 瀬川 英 之 高坂 恵美子 二本柳 信 行
 榎 泉 田中 志 昌 堀内 はつえ 中野 昌 勝
 近原 芳 栄 鹿内 徹

（委員＝10名）

関係部局： 菅原 典 子（健康づくり推進部 部長）

畑 中 美 雅（健康づくり推進部 健康づくり推進監）

高橋 嘉 美（健康づくり推進部 政策推進監）

池田 雅 文（税務課 課長）

事務局： 上林 啓 史（国保年金課 課長） 野坂 ゆ み（国保年金課 総括主幹）

圓子 愛 理（国保年金課 保健主任） 嶋澤 進 吾（国保年金課 主任）

○会 長 定刻となりましたので、第199回むつ市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
 ただ今の出席委員は、10名で、定足数に達しております。

 次に、会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員は、鹿内 徹 委員を指名し
 ます。

 開会に先立ち、事務局から報告があるとのことですので、お願いします。

○事 務 局 はい。報告いたします。

 公益代表の石野委員に代わり、4月1日付けで瀬川英之委員にご就任いただいております。
 以上でございます。

○会 長 事務局から報告がありましたとおり、石野委員の辞任に伴い、瀬川委員に就任いただ
 いたとのことですので、どうぞよろしく願いいたします。

 それでは、石野委員の辞任に伴い、会長職務代理者が欠員となっておりますので、案件
 の前に会長職務代理者の選任についてを議題といたします。

 職務代理者につきましては、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、会長に
 事故あるときはその職務を代行するとされ、公益を代表する委員の中から選任すること
 となっています。

 公益代表の中からということもありますので、私から推薦したいと思いますが、いかが
 でしょうか。

 （ 「異議なし」 の声あり ）

 ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので、私から推薦したいと思
 います。瀬川委員にお願いしたいと思います。

 御意義がなければ、拍手を持って承認いただきたいと思います。

 （ 委員全員が拍手で承認 ）

 それでは、御承認いただきましたので、瀬川委員を会長職務代理者とすることに決定い

たします。それでは、瀬川委員、どうぞよろしく願いいたします。

一言、御挨拶をお願いできますか。

○会長職務代理者 瀬川です。職務代理者と言うことですので、精一杯努めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○会 長 それでは、引き続き案件に入ります。

本日の案件は、

- (1)むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - (2)むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - (3)令和4年度むつ市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- の3件となっております。

それでは、案件(1)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、案件(1)むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。右上に案件(1)と記載された資料をご覧ください。

1. 条例改正等の概要についてであります。本条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について、対象期間を令和5年9月30日まで延長することについて、令和5年6月のむつ市議会第256回定例会に提案するものです。

2. 新型コロナウイルス感染症にかかる減免制度の概要についての(2)減免の対象となる国保税についてですが、令和4年度末(令和5年3月末)に国保の資格を取得することとなったものの、諸事情により手続きが4月以降となった方となりまして、令和5年4月1日から令和5年9月30日までに納期限が設定されている令和4年度相当分の国保税となります。

次のページをご覧ください。

3. これまでの減免実績と令和5年度見込みについてであります。令和2年度の減免実績は、件数で116件、金額で22,646,400円。令和3年度の減免実績は、25件、金額で4,869,700円。令和4年度の減免実績は、6件、金額で884,000円となっております。

令和5年度の減免見込みについては、先ほど申し上げましたとおり、減免の対象となる方が、令和4年度末に国保の資格を取得することとなったものの、事情により手続きが4月以降となった方でありまして、さらには、コロナの影響により前年と比較して収入が減少した方などの要件があるため、対象者は限定的と予測しております。

案件(1)についての説明は以上でございます。

○会 長 ただ今の事務局の説明について、皆様から質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、案件(1)の審議を終了いたします。

それでは、案件(2)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 むつ市国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

右上に案件(2)と記載された資料をご覧ください。

1. 条例改正等の概要についてであります。本条例改正は、地方税法施行令の一部改正が令和5年3月31日付けで公布され、4月1日から施行されることに伴い、むつ市国

民健康保険税条例の課税限度額の引き上げ、及び、軽減措置の拡大について改正するものです。

令和5年度の国民健康保険税当初課税に関係することから、令和5年3月31日付で専決処分し、令和5年6月のむつ市議会第256回定例会に報告するものです。

まず、国民健康保険税課税限度額の改正についてであります。1. 概要についてに記載しておりますように、令和5年度以降の後期高齢者支援金等分に係る課税限度額を、20万円から22万円に引き上げる改正となっております。

(2) 改正の影響でございますが、令和4年度の課税情報を用いた推計では、123世帯で増額となり、約220万円の増と見込んでおります。

2. 直近の改正状況に記載しておりますが、平成26年度以降では、平成29年度、令和3年度以外は、基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護分のいずれかの課税限度額の改正が行われております。

なお、国民健康保険税には課税限度額が設けられておりますことから、相当の所得者であっても保険税の課税限度額しか負担しない仕組みとなっているため、課税限度額の引き上げにより負担能力に応じた応分の負担を求め、税負担の公平を図るという改正の趣旨と理解しております。

次のページをお開き願います。

次に、国民健康保険税軽減措置の改正についてであります。現在、国民健康保険税の課税あたっては、所得に応じて被保険者の均等割と平等割を7割、5割、2割を軽減する措置がございます。

1. 概要についてに記載しておりますとおり、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減するかどうかの所得判定基準について、5割軽減については、被保険者に乗ずる金額を28万5千円から29万円に、2割軽減については、被保険者に乗ずる金額を52万円から53万5千円に改正するものであります。

(2) 改正の影響でございますが、令和4年度の課税情報を用いた推計では、5割軽減世帯が20世帯増加し、税額といたしましては約59万円の減少。2割軽減は53世帯増加し、税額といたしましては、約109万円の減少と見込んでおります。

先ほども申し上げましたが、軽減判定基準を、それぞれ、5千円と1万5千円引き上げるものとなりますので、対象範囲の拡大、軽減措置の拡充につながる改正となっております。

2. 「直近の改正状況」についてであります。平成26年度以降では、令和3年度、令和4年度以外は、軽減判定基準の改正が行われております。

軽減判定基準の改正につきましては、医療給付費が増加する中で保険税率を上げなければならなくなった場合、中間所得層の負担が重くなることが予想され、その負担の軽減を図るため、段階的に軽減判定基準額の見直しを行うという趣旨のものであると理解しております。

案件(2)についての説明は以上となります。

○会 長 ただ今、事務局からむつ市国民健康保険条例の一部改正について説明がありました。皆様から質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

地方税法の一部改正に伴う専決処分と言うことで、特に質疑がないようですので、案件（２）の審議を終了いたします。

次に、案件（３）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、案件（３）令和４年度むつ市国民健康保険特別会計決算見込みにつきまして、ご説明申し上げます。現時点での見込みと言うことで御理解いただきたいと存じます。

資料の１ページをご覧ください。

まず、上段、１．国保加入世帯と被保険者数の推移についてであります。

令和４年度の年間平均国保加入世帯数は、７，９４３世帯、被保険者数は、１１，７６２人でありまして、全市民に占める加入割合は、世帯数で２７．８％、被保険者数で２１．７％となっております。

市全体の人口が減少傾向にあることから、国保への加入世帯数、被保険者数とも同様に推移しておりまして、前年度と比較しますと、世帯数で２３１世帯、２．８％の減、被保険者数は４９７人、４．１％の減となっております。

次に、中段でございます、２．決算額の推移についてであります。令和４年度の歳入は５５億９，５９６万円、歳出は５３億８，５２７万円、歳入歳出差引額は２億１，０６８万円の黒字となる見込みです。

平成３０年度から５年連続の黒字決算となりますが、その要因につきましては、平成２６年度及び平成２８年度の税率改正により単年度収支の改善が図られたこと。また、平成２７年度からの国の財政支援の継続や、平成３０年度の国保の県単位化による財政基盤の安定化によるものと考えております。

決算見込みの詳細についてご説明申し上げます。資料の２ページをお開き願います。

こちらは、令和４年度決算見込みと令和３年度決算の比較になっておりますが、歳入歳出に係る主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入の第１款 国民健康保険税についてであります。１１億１，１７３万円の収入となりまして、前年度の収入と比較いたしますと５，２９４万円、４．５％の減となっております。

次に、第３款 国庫支出金についてであります。０円の収入となりまして、前年度と比較いたしますと３９２万円、皆減となっております。

減少した主な要因といたしましては、コロナ減免に係る補助がすべて県を通じて交付される特別調整交付金となったこと、令和３年度に行ったシステム改修費の補助がなくなったことにより減少しております。

次に、第４款 県支出金であります。３９億６，０７７万円の収入となりまして、前年度比で３億１，７３１万円、７．４％の減となっております。

この第４款 県支出金は、歳出の第２款 保険給付費と密接な関係を有しておりまして、保険給付費の増減に連動する仕組みとなっております。令和４年度の歳出 第２款 保険給付費が令和３年度より２億８，７３７万円減少したことから、歳入も減少しております。

本日お配りした参考資料を御覧願います。中段のグラフになりますが、令和２年度の医療費が極端に減少していることがお判りいただけるかと思えます。令和３年度は大きく上昇していることもお判りいただけるかと思えます。令和元年度から令和３年度への減少幅で推移するものと見られましたが、実際には、令和４年度の医療費が大きく減少する状況

となっておりまして、令和元年度から令和3年度への減少幅が今後の動きとなるのか、令和元年度から令和4年度への減少幅が今後の動きとなるのか。県へ納付する保険事業費納付金の算定にも用いられますので、今後どのように推移していくのか見極めが難しい状況にございまして、注視していかなければならないものと考えております。

次に、歳入の第6款 繰入金についてであります。5億1,067万円の収入となりまして、前年度と比較いたしますと811万円、1.6%の減となっております。

減少した主な要因といたしましては、被保険者数等の減少等により保険基盤安定繰入金が減少したことなどによるものであります。

次に、第8款 諸収入についてであります。1,218万円の収入となりまして、前年度と比較いたしますと721万円、37.2%の減となっております。

減少した主な要因といたしましては、交通事故に係る第三者納付金が減少したことによるものであります。

以上、歳入合計は、55億9,596万円となりまして、前年度と比較いたしますと3億8,959万円、6.5%の減となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

まず、歳出の第2款 保険給付費についてであります。37億7,260万円の支出となりまして、前年度と比較いたしますと7.1%の減となっております。

減少した主な要因といたしましては、令和4年度の保険給付費が極端に減少した訳ではなく、令和2年度は受診控えにより保険給付費が極端に減少し、令和3年度はその反動により増加に転じたものと推測され、結果的に、令和4年度と令和3年度を比較すると4億円弱の減少となったものと考えております。このあたりにつきましては、今後、精査が必要と感じてございます。

次に、第3款 国民健康保険事業費納付金についてであります。14億5,088万円の支出となりまして、前年度と比較いたしますと1億1,339万円、7.2%の減となっております。

本科目は、国保税や保険基盤安定繰入金等を財源に、市から県へ納付するもので、県が市町村に対して交付する保険給付費等交付金の財源となるものであります。

事業費納付金の算定は県で行われておりますが、減少の主な要因といたしましては、令和2年度の受診控えによる医療費の減少、被保険者数の減少等が影響を与えているものと考えております。

次に、第6款 保健事業費についてであります。5,725万円の支出となりまして、前年度と比較いたしますと230万円、4.2%の増となっております。

増加の主な要因といたしましては、令和4年度から健診予約受付の利便性向上を目的として開始した電話予約システムや、WEB予約システムの構築業務委託料及び回線利用料などの増加となっております。

次に、第9款 諸支出金についてであります。8,029万円の支出となりまして、前年度と比較いたしますと4,883万円、37.8%の減となっております。

減少の主な要因といたしましては、川内診療所に対して、へき地診療所運営費として繰り出す特別調整交付金が減額となったことに伴い、支出も減少したものであります。

以上、歳出合計は53億8,527万円となりまして、前年度と比較いたしますと4億

4,672万円、7.7%の減となっております。

このことにより、冒頭に御説明申し上げましたとおり、令和4年度の歳入歳出差引額は2億1,068万円の黒字となる見込みでございます。

以上で、案件（3）令和4年度むつ市国民健康保険特別会計決算見込みについて説明を終わらせていただきます。

○会 長 　ただ今の事務局の説明について、質疑ありませんか。

ないようですので、被保険者数が減少する中でも黒字と言うことで良いことではないでしょうか。質疑がないようですので、以上で案件3の審議を終了いたします。

ここまでで、ほかに何かございませんか。

ないようですので、その他に移らせていただきます。

事務局から何かありますか。

（ 「特にございません。」 ）

特にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ご協力、ありがとうございました。